

**令和7年度 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議
第2回地域包括支援に関する会議 会議録**

1 開催日時

令和7年11月18日(金) 18:30~20:00

2 開催場所

北九州市役所 3F 特別会議室 A(ハイブリッド開催)

3 出席者等

(1)構成員

石田構成員、今村構成員、大丸構成員、甲斐構成員、高城構成員、中村構成員、平野構成員、平原構成員、森野構成員、油布構成員、吉田構成員、和田構成員

(2)事務局

地域共生社会推進部長、地域福祉推進課長、地域支援担当課長、計画調整担当課長、認知症支援・介護予防課長、長寿社会対策課長、介護サービス担当課長

4 会議の非公開理由

会議は、不開示情報(北九州市情報公開条例第7条)に該当する事項について意見交換するため、非公開とします。

5 会議内容

(1)報告

- ・令和6年度「まちかど介護相談室」実施状況について
- ・重層的支援体制整備事業について
- ・「北九州市しあわせ長寿プラン」の進捗状況について

(2)議事

- ・地域ケア会議の実施状況について
- ・高齢者の権利擁護の推進について
- ・介護予防支援事業所の指定について

6. 会議経過及び発言内容

報告(1) 令和6年度「まちかど介護相談室」実施状況について…**資料1**

代表 それでは、報告事項の1番目、「令和6年度まちかど介護相談室」の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告(1)について、資料1に沿って説明します。

代表 それでは、構成員から補足がありましたらお願いいいたします。よろしいでしょうか。

構成員 協会に加盟している施設に対し、「まちかど介護相談室」の旗を掲げた施設における相談内容について、具体的な内容を尋ねるアンケートを実施しました。その結果、ほとんどが介護保険の申請や利用希望に関する事、居宅支援事業所の業務に直結するという意見が多数を占めました。

居宅支援事業所のケアマネジャーにとっては、介護相談室と支援事業所の業務の棲み分けが不明確だという意見や、介護保険以外のことの方が重要であるものの、自分たちだけでは解決が難しいケースや、知識不足の部分があるという意見も多く寄せられました。

介護保険以外のことに関して、施設にとっては勉強になる点もありますが、例えば、葬儀社の紹介、粗大ごみの処分方法、そして最も困るのは、入居する待機者の数などです。近年は、ホームページの入居待機者状況をご覧になった方からの、「人数の違いは何なのか、人数の違いに理由があるのか」といった問い合わせが増えています。また、県外に住む方が入所する場合の、北九州市への申し込みの可否に関する問い合わせも多くなっています。

それから、透析ができる施設の情報提供や、地域の住民が災害時にそちらの施設に避難してもよいか、といった具体的な質問も増えているのが現状です。

代表 ありがとうございました。詳細な内容をご説明いただき、ありがとうございます。構成員の皆様、ご意見やご質問がありましたら、どうぞお願いいいたします。

構成員 この「まちかど介護相談室」ですが、「身近なところで相談できる」ということが目的だったかと思います。特に土曜日や日曜日の開室状況についてお伺いします。介護されている方々にとってご家族がお休みの時こそ相談できる機会があると

良いと感じます。相談件数の数字を見て、多いのか少ないのか、判断が難しいのですが、地域包括支援センターや役所などが休みの時に相談できる、という意味合いは大きいと思います。この回答を受けて、何か現状として感じていることはありますか。土日・祝日は、ご家族が集まる機会や法要で出かけるついでに相談に行けるという点で非常に重要だと考えています。もし相談件数が少ないのであれば、何か理由があるのでしょうか。その点をよろしくお願ひいたします。

代表 それでは行政の方からよろしいでしょうか。

事務局 現在「まちかど介護相談室」を実施している施設では、土曜日のみ、土日両方、または祝日のみ実施するなど、様々なパターンで運用されています。市としても、できるだけ多くの場所で開設できるよう努めていますが、必ず開設するというような制約を設けているわけではありません。

相談件数は全体的に増加しており、土日祝日の相談も増えていますが、申し訳ありませんが、件数が多いか少ないかについては、そこまでの評価はしておりません。

開室時に事前に電話で相談する方もいますし、先ほど構成員がおっしゃったように、掲げられた旗を見て相談に来る方もいます。特に施設系の施設が多いので、多くは施設への入所に関する相談ですが、一般市民の方にとって、特別養護老人ホームや有料老人ホームに関する費用や入居条件が不明確な場合でも、気軽に相談できる場所として機能していると感じています。これは、私個人が実績のある施設に確認した際にも、飛び込みで相談に来る方が多いという感触を得ています。

今後も、引き続き旗を掲げて相談を受け入れることで、相談しやすい場所を増やしていくことが重要だと考えております。

構成員 ありがとうございました。身近な場所で気軽に相談できることが強みだと思いますので、さらなる工夫や周知をご検討いただければと思いました。ありがとうございました。

代表 その他はいかがでしょうか。ございませんか。よろしいですか。それでは次の内容に進みたいと思います。

報告(2) 重層的支援体制整備事業について…[資料2]

代表 報告の2番目です。重層的支援体制整備事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告(2)について、資料2に沿って説明します。

代表 ありがとうございました。質問やご意見はございませんか。どうぞ。

構成員 医療的ケア児について教えていただきたいです。ケア児が成人した後のフォローについてですが、訪問介護を利用しない場合は、ご両親がケアをされているケースがほとんどだと思います。全国的に、保護者の高齢化に伴いケアが困難になるケースが増えていると聞いていますが、このようなケースも重層的支援で解決できるのでしょうか。

事務局 医療的ケア児に関しては専門が障害の分野になりますので、直接お答えすることはできませんが、複雑で複合的な課題として、医療的ケア児も含め、各窓口が連携し、会議で対応方針を決定するようなことは、重層的支援体制整備事業の事例に該当する可能性があります。ただ、医療的ケア児をどのように支援するかについては、重層的支援に該当するかどうかは少し判断が難しいところです。

構成員 難しいとは思いますが、課題を解決するためのストーリーを見つけ、必要な支援に繋げていっていただきたいです。

代表 はい。どうぞ。

事務局 別表にも記載の通り、先ほど事務局から説明があったように、障害者支援課が医療的ケア児に関する業務を行っております。今年度から、在宅人工呼吸器を利用されている方の実態把握など、重層的支援体制整備事業や、障害関係の様々な事業、医療的ケア児対策を北九州市でも実施しています。以上です。

代表 その他はいかがでしょうか。どうぞ。

構成員 重層的支援の会議に参加させていただく中で、複合的な事例が多数あり、困難事例が集中するのではないかと危惧しています。様々なケースに対応するのには非常に大変だと思いますが、会議の名称に「重層的支援会議」と「つながりづくり会議」の両方がありますが、これは重層的な体制の中で両方実施できるのですね。

事務局 はい。

構成員 両方実施できるのですね。「重層的支援会議」だけでなく、「つながりづくり会議」も重層の制度の中で実施できるのですね。

事務局 そうですね。

構成員 例えば支援を拒否したり、支援を受けられないといった場合でも、介入のようにアウトリーチでお伺いさせてもらうことはできるということでよろしいですか。

事務局 はい。全てに対応できるわけではありません。先ほど構成員がおっしゃったように、伴走型支援のように、同意がなくても支援できる部分はあります。

構成員 同意を求めるかどうかは様々なところで議論になります。例えば刑務所を出所する時に、特別調整という制度があって本人の同意がないとできない場合があり、障害などで理解が難しい方が同意できないと中断してしまうケースがあります。しかし、この場合では支援は無くならないのですね。

事務局 はい。

構成員 私の理解は合っていますでしょうか。本人に支援の拒否があった場合でも適切に支援してもらえるということ、支援的な事例が出てきた場合、6ページの組織図にあるように、地域社会からの長期的な孤立も対象となり得る、という認識でよろしいでしょうか。

事務局 構成員のおっしゃる通り、これまで「いのちをつなぐネットワーク」は市独自の事業でしたが様々な課題がありました。特に個人情報に関しては。しかし、これは社会福祉法に基づく事業であり、国が法整備をしています。個人情報の保護はもちろんあり、むやみに情報を出すものではありません。むやみに情報を出せば罰則規定があるため、法整備がされています。この点が従来の「いのちネット」とは大きく異なる点かもしれません。

構成員 いのちネットのシステムが元々あり、前市長の時代から事業として実施されていましたが、法的根拠があるとなると、状況が変わりますね。ある意味、行政が主導で、都道府県や政令市によって、支援の提供状況に差があるという状況に対し、

北九州市は抱樸さんや社協がこれまで熱心に取り組んできたので、それで良いのではないかと思っていました。今後はかなりのケースが増えてくるのではないかと心配だったので、発言させていただきました。

代表 その他ございますか。どうぞ。

構成員 介護福祉士として高齢者や生活困窮の方に関する困難事例は多数経験しています。子ども関係や障害関係については知識が疎いので、教えていただきたいです。今回6ページの図にある32件の実績について、8050の問題や引きこもりが多いと説明がありましたが、引きこもりは高齢者なのか、子どもで学校に行かないなどのケースが多いのか、どちらなのか知りたいです。また、後半の支援事例では高齢者単身の事例が多いですが、子どもに関する事例があれば教えていただきたいと思い質問しました。

代表 いかがでしょうか。

事務局 引きこもりについてですが、私が見る限りでは先ほど8050の話をしましたが、例えば50代で、親が亡くなり、その50代の方が今後どう生活していくのか、地域との繋がりや接点もない方が多いのではないかと思います。若い子どもというよりは、50代の方が多い傾向です。子どもの事例は1件あり、子ども食堂に繋がりました。不登校などで、同年代の子どもと繋がりがない子を子ども食堂などに連れて行き、住民との繋がりを作ることも、この重層的支援体制整備事業の対象です。子どもも支援対象になるということです。

構成員 子どものケースは難しいと思いますので、根気強く対応してもらえば将来に繋がると思います。大変だと思いますが、頑張ってください。ありがとうございました。

代表 構成員、手が挙がったようです。

構成員 弁護士会の関わりについて確認させてください。専門職団体として弁護士会も協力すべきだと考えています。「いのちネット」が担当されているということは、生活困窮の弁護士会の部署などと連携し、弁護士会も関わって実施していると理解して良いでしょうか。教えてください。よろしくお願ひします。

事務局 先ほど構成員からもお話ししたように「いのちネット」は、多機関協働

の窓口となります。生活困窮についても現在「いのちをつなぐネットワークコーナー」で対応しておりますので、その窓口の中で連携を図っています。その中で弁護士会の方々も連携いただいているということであれば、今後もそういった連携が可能だと考えています。

構成員 現在のところ、その会議に弁護士が参加した事例はないですか。

事務局 打ち合わせなどはあるようですが、具体的に会議に弁護士会の方が参加した事例は今のところないようです。

構成員 法律の専門職団体として、地域の一員であると認識しておりますので、何かありましたらぜひ連携をよろしくお願ひします。以上です。

代表 その他はいかがでしょうか。最後に1つだけ確認させてください。伴走型の守備範囲はどの程度ですか。永遠に続くのでしょうか。ケースが増えていったら、どこまで伴走しますか。

事務局 まず伴走型支援では、困っている方を表に出てもらい、参加支援に繋げ、ある程度定着すれば役割はいったん終了だと考えます。しかし、地域の居場所と繋がったとしても、繋がりを継続することは難しい場合があり、その場合は再度伴走型支援が必要になることもあります。そのため、一概にどの時点で終了とは言えませんが、継続する可能性もあるかと思います。

代表 そうすると、終結というよりは、状況に応じて継続的に支援していくということを北九州市としては売りにしていこうということですね。その他よろしいですか。ありがとうございました。

報告(3) 「北九州市しあわせ長寿プラン」の進捗状況について…**資料3**

代表 それでは報告の3、「北九州市しあわせ長寿プラン」の進捗状況について説明をお願いします。

事務局 報告(3)について、資料3に沿って説明します。

代表 ありがとうございました。「終活あんしんセンター」を中心に説明いただきました。構成員で補足はありますか。

構成員 ご説明の通り、11月5日にオープンし、行政書士と社会福祉士の資格を持つ職員が対応しています。身寄りのない方が今後の生活について相談に訪れるケースが多く、毎日2桁程度の相談者が来訪しています。スタートとしては好調で、市民の関心が高いと感じています。また、この取り組みの3番目にある終活事業者の紹介では、現在4社が登録されており、北九州市社協のホームページでも公開されています。「まちかど介護相談室」の話題にも出ましたが、葬儀や家財整理などの業者を紹介するページです。私からは以上です。

代表 ありがとうございます。皆様方から質問、意見はございますか。ないようでしたら次の議事に入りたいと思います。

議事(1) 地域ケア会議の実施状況について…資料4

代表 それでは、議事の1番目、地域ケア会議の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局、構成員 議事(1)について、資料4に沿って説明します。

代表 ありがとうございました。それでは質問やご意見はございますか。地域ケア会議のお話が出ましたので、構成員もご意見ございましたらぜひお願ひいたします。

構成員 前半部分では、地域ケア個別会議の課題整理表を用いた実施結果の成果について説明があり、さらに地域課題の検討事例と対応について、抜粋事例を説明いただきました。具体的な事例を示していただいたことで、私たちも地域ケア会議に参加する際に何が求められているのか、そして取り組むべき視点とは何なのかを常に考えさせられます。そのため、自立支援の観点から、今回の事例提供から2点に注目し、意見を述べたいと思います。

まず1点目ですが、事例で説明いただいたように、外出環境が困難な事例では、通所介護の空き時間に送迎車の活用や空き家問題など、地域課題の支援というものは、集団全体のリスクを低減する支援だと認識する必要があると思いました。

次に2点目です。同様に閉じこもりの要因や避難所整備、買い物支援といった個別のニーズ分析に関するものです。地域課題の実行状況を高めるための支援は、このニーズ分析から期待され出てきた、改善可能な具体的な支援内容です。これを継続的に認識し続けることが非常に重要だと感じました。つまり、地域ケア会議

では個別事例から発展して、地域課題になかなか繋がらないという議論が前回の会議でありましたが、事例検討から始まったことが、解決に至るまでのプロセスを見定めるという意味において、この2つの視点に絞れるのではないかと今回の事例検討の資料から、思いました。1つは集団全体のリスクという視点を持つことと、個別ニーズ分析から支援内容を常に認識しておくことの2つの視点を持つことが重要だと思いました。

このことを、今後地域ケア会議に参加したいという人たちが、私たちの周りにもいますので事例を通して学ぶことの重要性を伝えたいと、今回の報告を伺って感じました。また、大変まとまっている資料ですが、苦労された点も多いかと思いますので、苦労された点も教えていただけすると幸いです。以上、大きく2つの点についてお伺いしたいと思います。

代表 ありがとうございます。それでは事務局の方、お願ひいたします。

事務局 ご意見ありがとうございます。2点のご意見と苦労した点について、ご要望とは少し異なるかもしれません、お伝えしたいと思います。

まず、集団全体のリスクをどのように低減していくかというお話ですが、発端はやはり個別事例から始まるため、なかなか難しいのが現状です。今回の事例では、空き家の問題で、続けて複数件の相談があっている状況でもあったため、その方に関わる関係者だけでなく、ケアマネジヤーや関係職員全体でこの情報を共有しており、また今回の会議において区を超えて市全体で情報を共有することが、集団全体のリスクを下げるに繋がると考えています。事例は多数ありますので、様々な事例を積み重ねて共有し、横展開していきたいと事務局としては考えています。

2点目は、個別から集団への継続的な視点をどのように持つかという点です。2つ目の、避難所の事例ですが、保健福祉の分野だけでは解決できない地域課題があり、個別事例からではなく、関係者会議の中で課題として挙がり、保健福祉の担当者以外の部署、避難所の担当、コミュニティの担当も参加して、個別の事例についての実態を把握するような形で、検討を行った事例だと聞いています。1つ1つの事例で終わらず、部署を超えて区の中で共有することで、このような課題意識が継続し、今もその会議は続いていると聞いています。忘れずに声をかけながら、継続して話し合いを続けることが、構成員がおっしゃったことに繋がっていくのではないかと考えています。

もう1つ、苦労した点を挙げると、事例にも記載していますが、自立支援に向けて、介護保険のサービスだけでなく、インフォーマルなサービス、例えば社協が実施してくれているサロンや地域の通い場への参加など、地域支援コーディネーター等から助言をもらい、提案をすることがあります、身体状況や本人の気持ちの状況によりそれらにはつながらず、結果として介護保険の通所サービス等の利用に落ち着くといった事例も少なくありません。しかし、そのような方法論もあるということを支援者間で共有したり検討することが重要だと考えています。紆余曲折を経て、1つの解決策に辿り着くこと、それらを積み重ねて共有していくことに意味があるのでないかと思っています。質問に的確にお答えできていなければ申し訳ありませんが、以上です。

代表 ありがとうございました。構成員、いかがでしょうか。

構成員 ありがとうございます。大変ご苦労の軌跡がよく伝わってきました。私の質問にも的確に答えていただき恐縮です。今日の会議冒頭から全体を聞いて、法制度別に事例が説明されていますが、北九州市は制度を超えて連携しているという印象を強く持ちました。それぞれの持ち分から出発点をしっかり見定め、手を広げていくことの大切さを改めて感じました。どうもありがとうございました。

代表 ありがとうございました。少し時間を過ぎていますが、申し訳ありません。進めさせていただきます。

議事(2) 高齢者の権利擁護の推進について…**資料5**

代表 議事の2番目です。高齢者の権利擁護の推進について、コンパクトにご説明をお願いします。

事務局 議事(2)について、資料5に沿って説明します。

代表 ありがとうございました。質問やご意見はございますか。虐待の件については、増加しているとのことですね。丁寧に対応していただきたいですし、再発防止に努めていただきたいです。この虐待の問題が難しいようであれば、より専門的な人材の配置等の工夫が必要ではないかと、私のあくまでも個人的な感想ですが、そのようなことも少し思います。よろしいでしょうか。

議事(3) 介護予防支援事業所の指定について …資料6

- ① 事務局説明
 - ・介護予防支援事業 新規申請事業所 2事業所
- ② 主な構成員意見
 - ・特に質問・意見等はなかった。

※2件の申請については承認された。

代表 議事についてはこれで終了となります。